

# 自動車保管場所証明申請等の手数料免除について

次の免除対象者（以下「免除者」という。）の方が保有する自動車の申請、又は免除者と生計を一にする方が、免除者の通学、通院又は生活のために使用する自動車の申請は、自動車保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料及び保管場所標章再交付手数料が免除になります。（申請の際に手数料免除を申し出てください。）

## 手数料免除対象者

- 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で以下の等級に該当する方

障害の区分	等級基準（身体障害者手帳）	等級基準（戦傷病者手帳）
視覚障害	1級から3級まで、4級の1	特別項症から第4項症
聴覚障害	2級、3級	特別項症から第4項症
平行機能障害	3級	特別項症から第4項症
上肢不自由	1級、2級の1、2級の2	特別項症から第3項症
下肢不自由	1級から6級まで	特別項症から第6項症 第1款症から第3款症
体幹不自由	1級から3級まで、5級	特別項症から第6項症 第1款症から第3款症
心臓機能障害	1級、3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障害	1級、3級	特別項症から第3項症
呼吸機能障害	1級、3級	特別項症から第3項症

- 療育手帳をお持ちの方で以下の等級に該当する方

障害の程度が A, (A) の方（重度又は最重度）

## 手数料免除手続に必要なもの

（申請時に必要です）

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳をお持ちの方（以下「身体障害者等」という。）が保有する自動車の申請

### 手続に必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳（コピー可）

【コピーの注意事項】

コピーを提示される場合は、手帳に記載されている

- 住所・氏名・生年月日
- 障害の等級（身体障害者等級表による等級、障害名）
- 発行元（市町）

が分かるようにコピーをお願いします。

（身体障害者手帳の他、身体障害者等であることを疎明する書面（障害等級が確認できるもの）でも可。）

- 身体障害者等と生計を同一にする人が保有し、当該身体障害者等の通学、通院又は生活のために使用する自動車の申請

### 手続に必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳（コピー可）

（コピーを提示される場合の注意事項は、上記コピーの注意事項に同じです。）

- 同一生計証明書（様式は警察署にある他、県警HP手続様式ダウンロードコーナーに掲載しています。）

（民生委員等の親族以外に証明してもらってください。）

- 申立書（様式は警察署にある他、県警HP手続様式ダウンロードコーナーに掲載しています。）